備考

一　投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。

二　投票送信用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

三　投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の八第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

四　不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五　投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

六　南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「１．南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

七　投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。